

引上げ分の地方消費税収が充てられる
社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

(歳入)	・引上げ分の地方消費税収	110,000 千円
(歳出)	・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費	1,087,200 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位：千円)

項目	予算科目			平成30年度 当初予算	特定財源			一般財源		
	款	項	目		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他	
社会福祉	社会福祉費		障害者福祉費	375,780	263,525			22,207	90,048	
			老人福祉費	81,876	855		7,526	14,539	58,956	
			後期高齢者医療対策費	274,203	46,416		4,107	44,249	179,431	
	民生費	児童福祉費	児童措置費	210,005	152,590	24,500	272	6,458	26,185	
			児童館運営費	10,170				2,012	8,158	
			放課後児童健全育成事業費	39,275	15,446		6,292	3,469	14,068	
			児童遊園費	3,776				747	3,029	
			母子父子家庭医療費	1,718	486			244	988	
	小計 ①				996,803	479,318	24,500	18,197	93,925	380,863
	保健衛生	衛生費	保健衛生費	予防費	86,742	2,046		7,043	15,362	62,291
げんまる21推進事業費				3,655	50			713	2,892	
小計 ②				90,397	2,096		7,043	16,075	65,183	
合計 ①+②				1,087,200	481,414	24,500	25,240	110,000	446,046	

※引上げ分は、「社会保障の安定化分」として各経費に按分して充当している。